

78 分科大学卒業生のみならず一種の称号として
学士の称号を付与する件請議
〔明治二十年六月〕

(注記1)

(注記3)

(谷森)(巖倉)

(注記2)

今般勅令第十三号ヲ以テ学位令公布相成候処帝国大学分科大学
卒業生ノ儀ハ右学位ヲ授与スヘキ資格ニ至ラサルモ亦固ヨリ数
年間精究ノ功ヲ積ミ大学ノ教科ヲ卒ヘタル者ニテ一般学校卒業
生トモ異ナリ候ニ付卒業証書ヲ授与スルノ外尚其学力ヲ標章ス
ル為メ学位ニアラサル一種ノ称号トシテ法学士医学士工学士文
学士理学士等ト称スルヲ得セシメ度此段請閣議候也

(注記5)(注記4)

明治二十年六月廿四日
文部大臣子爵 森有禮
内閣総理大臣伯爵 伊藤博文殿

追テ元東京大学及工部大学校等ニ於テ卒業セルモノニシテ従前
学位ヲ授与セサリシ分モ有之候処是亦本文ノ如ク某学士ト称ス
ルヲ得セシメ度且又都テ本件ノ儀ハ帝国大学ノ定規トシテ該学
規則中ニ加ヘ実行セシムヘキ筈ニ有之候此段副申候也

(朱世) 請議ノ通

明治廿年七月五日

(注記7)

(注記6)
明治二十年六月卅日
内閣総理大臣 花押 (伊藤)

(田中)(金井)(谷森)
(巖倉)
法制局長官 印

各省大臣

外務	花押 <small>(井上)</small>	大蔵	<small>(松方)</small>	海軍	<small>(大山)</small>	文部	花押 <small>(森)</small>	逓信	<small>(榎本)</small>
内務	<small>(山県)</small>	陸軍	<small>(大山)</small>	司法	花押 <small>(山田)</small>	農商務	花押 <small>(谷)</small>		

別紙文部大臣請議学士称号ノ件ヲ按スルニ学位令ハ大学院ニ入り定規ノ試験ヲ経タルモノニ博士ノ学位ヲ授クルノ法ニ有之単ニ分科大学ノミ卒業シタル者ヘモ其学力ヲ標章スル為ニ文部省限り従前ノ如ク一種ノ称号ヲ附与セントスルハ学業奨励上必要ノ事ニ付請議ノ通ニテ可然ト認ム

指令案

請議ノ通

(朱巻)
〔明治廿年七月五日〕(山田)

(朱巻)
参照

勅令第十三号 二十年五月二十日

学位令

第一条 学位ハ博士及大博士ノ二等トス

第二条 博士ノ学位ハ法学博士医学博士工学博士文学博士理学博士ノ五種トス

第三条 博士ノ学位ハ文部大臣ニ於テ大学院ニ入り定規ノ試験ヲ経タル者ニ之ヲ授ケ又ハ之ト同等以上ノ学力アル者ニ帝國大学評議會ノ議ヲ経テ之ヲ授ク

〔注記1〕

〔文部省往復課総一二四八号〕「法制局行第七(抹消)」(加筆)「七(抹消)」(加筆)「八(抹消)」(加筆)「七(抹消)」(加筆)「六月廿五日」
「行政部第七十七号」「六月廿五日」

〔注記2〕

「法制局」「行政部」

〔注記3〕

(朱巻)
(山田)

〔注記4〕

「三」(簿冊内件名番号)

〔注記5〕

「甲二八」

〔注記6〕

「文甲二八号」

〔注記7〕

「濟」

〔公文類聚 第十一編 明治二十年 第二十七卷 明〕
2A, II, 314